

公益社団法人広島県バス協会会費徴収規程

1. 普通会費

(1) 基本割

・大型車両10両以上の会員	月額	22,000円
・大型車両6～9両までの会員	月額	13,000円
・大型車両5両以下の会員	月額	10,000円
・マイクロバス専業会員	月額	7,000円

(2) 車両割

県内在籍車両1両につき

・大型100両まで	月額	870円
・大型101～200両まで	月額	840円
・大型201両以上	月額	810円
・マイクロバス(中・小型)	月額	790円

2. 特別会費

賛助会員の会費は、月額10,000円とする。

3. 徴収方法

会費は年4期に分け、期首の前々月末現在車両数(臨時増車は除く)により1ヵ月以内に徴収する。

4. 事業区分

当該年度の会費の20%以上を公益目的事業に充当する。